

事業承継税制

～非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例～

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

なお、本制度は平成20年10月1日以降の相続等に係る相続税について遡及して適用されます。

1. 手続きの流れ

<相続開始前>

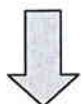
経済産業大臣の確認



<相続開始>

経済産業大臣の認定・・・相続開始後8ヶ月以内に申請

申告書の作成・提出・・・相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内



<納税猶予期間中>

継続届出書の提出・・・申告期限後5年間は毎年

5年経過後は3年ごと

2. 要件等

(1) 経済産業大臣の確認

相続開始前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」を受ける。

(2) 経済産業大臣の認定

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者（相続人等）の要件、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受ける。

(3) 申告書の作成・提出

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出します。

また、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

<納税猶予をうけるための要件>

～会社の要件～

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- ① 上場会社
- ② 中小企業者に該当しない会社
- ③ 風俗営業会社
- ④ 資産管理会社
- ⑤ 総収入金額が零の会社、従業員数が零の会社

～後継者である相続人等の主な要件～

- ① 相続開始から5ヶ月後において会社の代表者であること
- ② 先代経営者（被相続人）の親族であること
- ③ 相続開始の時に、後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

～先代経営者である被相続人の主な要件～

- ① 会社の代表者であったこと
- ② 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

～担保提供～

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

（注）特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものともなされます。

～申告書の提出～

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10ヶ月以内に所轄税務署に申告書を提出します。

<特例の対象となる非上場株式等の数>

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のA、B、Cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「A」・・・後継者(相続人等)が相続により取得した非上場株式等の数

「B」・・・後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数

「C」・・・相続開始直前の発行済株式等の総数

(イ) $A + B < C \times 2 \div 3$ の場合

後継者が相続等により取得した非上場株式等の数・・・・・・ (A)

(ロ) $A + B \geq C \times 2 \div 3$ の場合

発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数・・・・・・ ($C \times 2 \div 3 - B$)

(注)

- ・ 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、
- ・ この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、

(4) 継続届出書の提出

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されま
す。

そして、引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を相
続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

相続税の納税猶予を受けるためには、事業継続要件・株式保有要件など一定の要件を満たす必要があ
ります。

① 事業継続要件

相続税額の納税猶予を受けた中小企業の経営者は、相続税の法定申告期限から5年間は、その会
社の代表者として経営を行い、80%以上の雇用を継続させなければなりません。

したがって、相続税の法定申告期限から5年以内に、「代表者でなくなる」「80%以上の雇用を
継続できなかった」「相続した対象株式の一部でも譲渡した」など、事業継続要件から外れた場
合、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付することとなり、この特例の適用
は終了します。

この場合の利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間に応じた額とな
ります。

② 株式保有要件

法定申告期限から5年経過したら、納税が免除になるわけではありません。

相続税の法定申告期限から5年経過以後に納税猶予対象の株式を譲渡した場合には、譲渡割合に
応じて、納税が猶予されている相続税と利子税を併せて納付することとなります。

(5) 免除届出書の提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等があったときに
納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

～納税が免除されている相続税の納付が免除される主なケース～

① 後継者が死亡した場合

② 申告期限後5年を経過した後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を一定の親族に贈与し、 その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」の適用を受ける場合

3. 納税額が猶予される相続税の計算方法

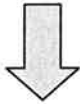
(1) 取得した財産により後継者の相続税額を計算します。



(2) 後継者が取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して後継者の相続税を計算します。

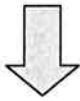


(3) 後継者の取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみであると仮定して後継者の相続税を計算します。



(4) 「納税額が猶予される相続税」

$$(2) - (3)$$



(5) 納付税額

$$(1) - (4)$$

～参考～

過去に特定受贈同族会社株式等の贈与を受けている場合

相続人等が被相続人から過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合で、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を相続人等の住所地を所轄する税務署に提出しているなど一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、この納税猶予の特例を選択することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」について、この納税猶予の特例を選択しない場合には、原則として従来どおり、特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例の規定を適用することができます。